

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金と授業料・入学金減免）について

■ 概要

経済的理由で大学での学びをあきらめないよう、2020年4月から開始された国の支援制度です。日本学生支援機構の給付奨学金の対象となれば、授業料（新生は入学金も）が減免対象になります。制度の詳細は、別冊「給付奨学金案内（日本学生支援機構作成）」をご覧ください。なお、新生以外の方ですでに本制度に採用になっている方は、別途継続手続きをしているため、新たな申請は不要です。

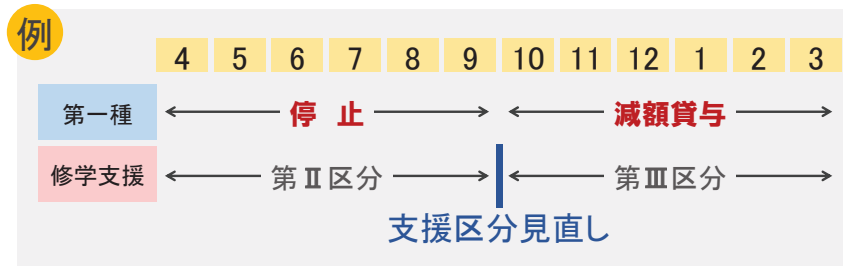
2022年度新入生の方

- ・ 2022年4月入学者が4月（2022年9月入学者が9月）に申請し、採用された場合には、入学金の減免が適用されます。しかし過去にこの制度を利用している場合は減免されません。
- ・ 2021年度の高校在学中に日本学生支援機構に申請し、給付奨学金の採用候補者となっている方は、別の手続きとなります。「令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知」を提出し、所定の手続き（P21参照）により正式採用となります。

		給付奨学金（返還不要）				
対象者	学部生（1～4年生）で2022年4月以降在籍予定の方 ①学業成績等の要件、②家計に係る要件（収入・資産）、③その他の要件（大学等への入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合））をすべて満たす必要があります。「給付奨学金案内（日本学生支援機構作成）」にて、必ず確認してください。 ・学業等に係る基準の「標準修得単位数」の計算方法は、卒業所要単位数を4で割ったものに在籍期間（休学期間を含まない）をかけたものです。 【例】卒業所要単位数が132単位で休学しておらず、採用月において3年生の場合 $\text{標準単位数} = 132 (\text{単位}) \div 4 (\text{年}) \times 2 (\text{年}) = 66 (\text{単位})$ ・2019年度以前に、日本学生支援機構の旧制度の給付奨学生になった方は、新給付奨学金に採用になった場合、現給付奨学金は辞退となります。					
家計基準に該当するかの目安	家計に係る要件のうち家計収入は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯が対象ですが、支援対象となる目安を確認することができます。4月申請者は前々年の収入、9月申請者は前年の収入で審査します。 ○進学資金シミュレーター https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/					
支援金額			給付奨学金（月額）		入学金減免（入学時のみ）	授業料減免（年額）
	学校種	区分	自宅通学	自宅外通学		
	私立大学	第Ⅰ区分	38,300円（42,500円）	75,800円	240,000円	700,000円
		第Ⅱ区分	25,600円（28,400円）	50,600円	160,000円	466,700円
第Ⅲ区分		12,800円（14,200円）	25,300円	80,000円	233,400円	
・区分は世帯構成や年収などによって変わります。第Ⅰ区分は住民税非課税世帯が対象です。給付奨学金は奨学生本人口座に毎月振り込まれ、授業料減免は大学を通じて行います。 ・採用後も、年1回10月に、本人と生計維持者の前年収入をもとに支援区分の見直しがあり、秋からの支援について金額変更や対象外となる場合があります。 ・第一種奨学金の貸与は、支援区分により停止（貸与なし）または減額の制限を受けます。給付奨学金の支援開始月（在学採用の場合は4月か10月）に遡って受給済みの第一種奨学金を一括で返金することになります。 ・生活保護（扶助の種類は問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の（ ）内の金額となります。 ・国際文化学部2年生は授業料減免額が異なります。						
支援期間	卒業までの最短修業年限（毎年12月～1月に継続手続きが必要となります。） 継続のための成績基準は「給付奨学金案内」を確認してください。					
振込日（給付奨学金）	初回振込日（春申請の場合）：2022年7月11日（給付開始月は4月となり4～7月分を合算振込） 原則毎月11日に振込（振込日が金融機関の休業日の場合、休業日の前営業日に振込）					
募集時期	春の申請書類提出期限：2022年4月21日（消印有効） 秋の申請書類提出期限：9月を予定					
推薦について	日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は機構が決定します。					
採否結果発表	法政大学情報ポータルサイトに掲載します（P40参照）。また、不採用者には、日本学生支援機構からの不採用理由が記載された通知を郵送します。					

■ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金を受けている期間中に同時に受ける第一種奨学金の貸与は、支援区分により停止（貸与なし）または減額の制限を受けます。これを併給調整と呼びます。また、毎年10月の支援区分見直しにより支援区分が変更になり、第一種奨学金の貸与が復活したり、停止になったりする場合があります。詳細は「給付奨学金案内」を確認してください。なお、第二種奨学金（有利子）の貸与にはこのような制限はありません。

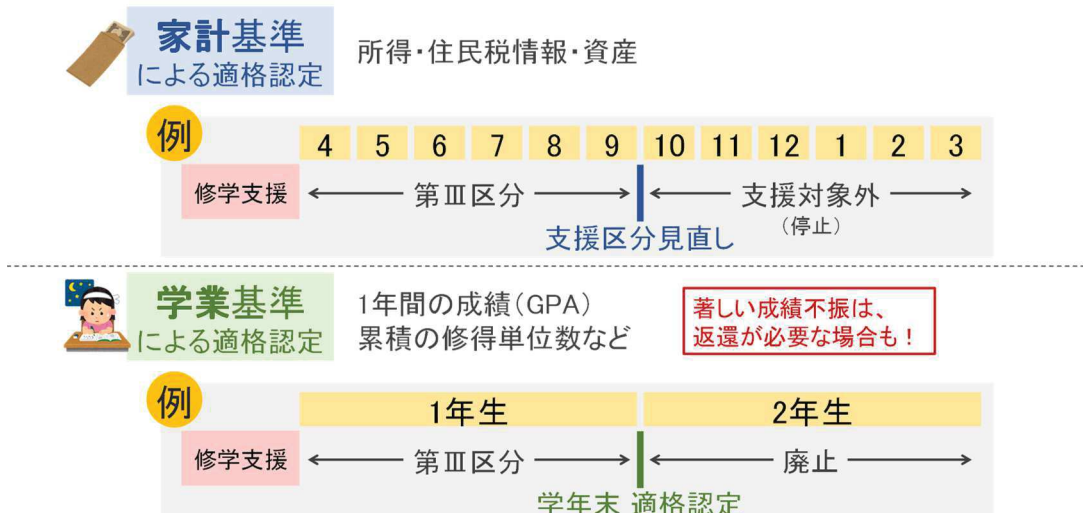


■ 自宅外月額の適用時期

給付奨学金の月額について、「自宅外通学」を選択していても、採用時は「自宅月額」で支給が開始となります。自宅外通学の証明書類が不備なく審査終了後（振込開始月から2~3カ月後）に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて支給されます。その際、第一種奨学金貸与者は、併給調整により、自宅外月額へ変更になった月以降に返金が必要な場合があります。

■ 奨学生採用後の手続き

- ・ 年1回（12月）の継続願の提出と年3回（4・7・10月）の在籍報告が必要です。
- ・ 年2回（春学期分と秋学期分）の授業料減免継続願の提出が必要です。
- ・ 毎年10月の支援区分見直しの結果で支援対象外となると、奨学金は停止となり振込みが止まりますが、その場合でも在籍報告や継続願の提出は引き続き必要となります（下図参照）。
- ・ 翌年度の継続に向けた学業成績による適格認定の結果、給付奨学金と授業料減免が「廃止」となる場合があります（下図参照）。さらに学修意欲が著しく低いと認められる場合には、前年4月に遡っての給付奨学金の返金が必要となり、授業料減免も前年4月に遡って無効となるため、授業料の追加納入が必要です。



■ 提出書類一覧 「給付奨学金案内」と奨学金申請書類提出用封筒の注意書きを参照してください。

	必要書類	◎は要提出 △は該当する方のみ提出	貸与奨学金 との共通書類
①	給付奨学金確認書	◎ 「給付奨学金案内」に挟み込まれています。父母の署名が必要	
②	授業料等減免申請書	◎	
③	学修計画書	◎ ※修正液・修正テープ不可。訂正の場合は必ず二重線・訂正印のこと	
④	奨学金振込口座添付用紙	◎	貸与共通
⑤	在留資格及び在留期間が明記されている証明書（コピー）	△ 申込者本人が外国籍の場合のみ	貸与共通
⑥	施設等在籍証明書等	△ 社会的養護を必要とする人に該当する場合のみ 機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。 様式については奨学金担当に申し出てください。	貸与共通
⑦	出身高等学校長発行の調査書【新生のみ】	◎ 新1年生は全員（秋入学の新1年生を含む） 卒業日以降に発行されたもの。	貸与共通
⑧	スカラネット入力下書き用紙	— 提出不要ですが、記入しておいてください。	
⑨	マイナンバー提出書類 （本人・父・母。生計維持者が専業主婦等無職の場合も含みます。）	◎ スカラネット入力後、大学宛ではなく機構宛に郵送。 父母の署名が必要。詳細は、「給付奨学金案内」、「マイナンバー提出書セット（別封筒）」にて確認してください。	貸与共通
⑩	マイナンバー提出書類を提出できない場合の書類	△ 「給付奨学金案内」参照 2021年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合、海外赴任や病気等によりマイナンバー提出書類の提出ができない（提出書に署名・捺印できない）場合は、別に提出書類があります。該当する方は速やかに奨学金担当まで申し出てください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html	貸与共通
⑪	自宅外通学証明書書類【自宅外通学生のみ】	◎ 2022年4月時点で自宅外通学生は全員 ※奨学生番号の欄は記入しないこと	
⑫	ID・パスワード送付用封筒	◎ 大学からスカラネット ID・パスワードを郵送する際に使用します。 宛先にご自身の住所・氏名を記入してください。	貸与共通

④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫の書類は、機構貸与奨学金の申請書類と共通です。貸与奨学金も同時に申請する方は、書類の提出は1部で構いません。

■ 申請に必要な書類の詳細

⑫自宅外通学証明書書類【自宅外通学生のみ】

以下、(1)・(2)を提出してください。提出後にも追加書類を求められることがありますのでご承知おきください。

(1) 給付奨学金「通学形態変更届（兼自宅外証明書送付状）」 ※配付する申請書類一式に同封しています。奨学生番号は未記入で提出してください。

該当する提出書類区分に○をつける際、以下にご留意ください。

- ・ 「学生寮に入寮している」とは、法政大学体育会の部の寮に入居している方のみが該当します。その場合、「学校で入寮を義務付けられていない場合」としてください。入寮証明書は、大学が発行しますので、該当者は各キャンパスの学生センター奨学金担当に、申請書類提出期限までに連絡してください。
- ・ 法政大学専用寮（駒込、船堀、西八王子、東小金井）や財団法人・自治体が運営している寮に入居している方は、「学生寮に入寮していない」になります。
- ・ ホチキス留めはせずに提出してください。

(2) 自宅外通学を証明する書類

上記(1)の書類に加え、以下のとおり賃貸借契約書等の証明書類を用意してください。

- ・ 賃貸借契約書等の契約期間が切れているものは不備となります。更新後の契約期間開始日と期間終了日の記載のある書類を提出してください。
- ・ 2022年4月が契約期間内でないと、2022年4月から自宅外通学と認定できません。
- ・ 入寮証明書などは、入居期間（入居開始年月日と退去予定年月日）が明記されている必要があります。ま

た、寮費（金額）の記載も必要です。寮費の記載がない場合は、寮のパフレット等に寮費記載のページがあれば、そのコピーを添付してください。

- ・ 賃貸借契約書上、契約者（借主）が本人や生計維持者以外（離婚した親、兄弟、祖父母、親戚、知人等）の場合、学生本人が、契約者（借主）に家賃を納めている証明が必要です。契約者（借主）に家賃の領収書※を発行してもらい、提出してください。
- ・ 親戚宅等に居候し家賃を払っている場合、家賃の領収書※を発行してもらい、提出してください。

※ 領収書には、発行日、宛名（学生氏名）、金額、但し書き（2022年4月分家賃として）、発行者氏名、発行者印が必要です。なお、2022年4月が給付開始月になりますので、**2022年4月分の領収書**が必要です（4月分以外の家賃の領収書だと4月が自宅外である証明になりません）。ただし2022年9月申請の場合には「2022年10月」に読み替えてください。

■ 授業料・入学金の減免

修学支援新制度に採用されると、支援区分に応じた授業料・入学金の減免（P8）が受けられますが、授業料・入学金の減免については、以下のように扱います。

いったん学費全額を納入してください

採否決定が7月（9月申請は12月）以降のため、学費納入期限までには減免額が決定しません。そのため、いったん春学期（9月申請は秋学期）の学費全額を既に送付された学費振込依頼書で納入してください。採用決定後、減免額を還付します（還付時期は8月末・1月末頃を予定）。

学費納入期限までに納入できない場合

学費納入期限（春4月30日、秋9月30日）までにお振込みできない場合は、延納申請の手続き（詳細は大学HPを参照）をすることで、期限を春6月30日、秋11月30日まで伸ばすことができます。

除籍通知対象となる場合

延納申請の有無に関わらず、春6月30日、秋11月30日時点で未納の方には、大学より除籍通知が郵送されますが、除籍取消期限までに学費を納入し、所定の手続きをした場合に限り、除籍取消ができます。採用時点で学費未納の場合、授業料減免額を適用した春学期（9月申請は秋学期）学費振込依頼書を大学から郵送しますが、送付時期が不確定なため、余裕をもって事前に学費全額を納入されることをお勧めします。